

議案第37号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 暮らし保健福祉部の表26の項事務の欄中「及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この項において「旧法」という。）」を削り、同項中(5)を削り、(6)を(5)、(7)を(6)とする。

別表第1 商工労働水産部の表9の項の(3)中「第10条第1項第3号」を「第14条第1項第3号」に改め、同表10の項の(1)のイの(ア)のc中「2,600円」を「3,100円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のb中「810円」を「830円」に、「9,300円」を「10,200円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のc中「700円」を「730円」に、「7,200円」を「8,500円」に改める。

別表第1 農政部の表6の項の(2)のシの(ア)中「7,400円」を「10,000円」に改め、同項の(2)のシの(イ)中「8,000円」を「11,700円」に改め、同項の(2)のシの(ウ)中「34,400円」を「51,000円」に改める。

別表第1 土木部の表14の6の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第1 危機管理防災局の表1の項の(2)のオの(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項の(2)のオの(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項の(2)のオの(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項の(2)のオの(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項の(2)のオの(カ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項の(2)のオの(キ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項の(2)のオの(ク)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項の(2)のオの(ケ)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同項の(19)のア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項の(19)のイ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同項の(19)のウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項の(20)中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項の(25)のア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同項の(25)のイ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同表3の項の(1)のイ中「この項の」を「以下この項の(1),」に改め、「するもの」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円）」を加え、同項の(5)中「（昭和42

年法律第149号)」を削り、同表5の項の(10)中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

別表第1警察本部の表6の項の(3)の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表9の項の(2)を次のように改める。

(2) 削除		
--------	--	--

別表第1警察本部の表9の項の(3)中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項の(4)を次のように改める。

(4) 削除		
--------	--	--

別表第1警察本部の表10の項を次のように改める。

10 自動車 運転代行 業の業務 の適正化 に関する 法律（平 成13年法 律第57 号。以下 この項に おいて 「法」と いう。）の 施行に関 する事務	法第4条の規定に基づき自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	12,000円
---	---------------------------------	-----------------	---------

別表第1警察本部の表11の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1危機管理防災局の表1の項の(19)、(20)及び(25)の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。